大人委第２６９２号

　令和６年２月２６日

大阪府議会

議長　久　谷　眞　敬　様

大阪府人事委員会

委員長　松　本　　岳

条例案に関する意見について（回答）

令和６年２月21日付け大府議議第1618号による意見聴取について、

本委員会の意見は下記のとおりです。

記

１．関係条例案

|  |  |
| --- | --- |
| 第78号議案 | 職員の退職手当に関する条例一部改正の件 |
| 第79号議案 | 職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件 |
| 第80号議案 | 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件 |
| 第81号議案 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件 |
| 第82号議案 | 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件 |
| 第85号議案 | 大阪府職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例一部改正の件 |
| 第119号議案 | 職員の懲戒に関する条例一部改正の件 |
| 第124号議案 | 職員の管理職手当の特例に関する条例廃止の件 |

２．本委員会の意見

上記各条例案中、第79号議案及び第85号議案の条例案に関する本委員会の意見は、次のとおりである。その余の議案の条例案のうち、本委員会の所管に属する事項に関しては、適当と認める。

　（１）第79号議案について

本件条例案のうち、理事の給料月額の引下げについては、当該職の職務・職責に大きな変化が見られないことから、本委員会としては、職務給の原則の観点から現行の水準を維持すべきと考え、勧告を行わなかったものであり、この点について理解を得られなかったことは、本委員会として、遺憾と言わざるを得ない。

その他の職員の給与に関する条例の一部改正に関する内容については、適当と認める。

（２）第85号議案について

　　本府の人事評価制度について、本委員会では、これまで、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した現状の制度を見直すこと、あるいは、下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について検討すべきことについて、職員の給与等に関する報告においても意見を述べてきたところである。

本委員会としては、今回の改正についてはこれまでの委員会の意見を考慮したものと考えられ一定評価できるものであるが、任命権者において、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることとした人事評価制度の意義に沿ったものとなるよう適切に運用されることを望むものである。

その他の内容については、適当と認める。